

利府町町制施行60周年記念ロゴマーク募集要項

1 趣旨

利府町（以下「町」という。）は、令和9年10月1日に町制施行60周年を迎えます。町との関係は、一人ひとり異なります。日々の暮らしや思い出、場所や人とのつながり、町で経験したこと、これからへの期待など、それぞれの中にさまざまな「町との関係」があります。

60周年を、これまでの歩みを振り返るだけでなく、自分にとっての町をあらためて見つめ、これからの町を思い描くきっかけとなる節目にしたいと考えています。

今回のロゴマーク募集では、町との関係を一つの答えに決めるのではなく、それぞれの視点や想いから生まれる、幅広い表現を期待しています。

60周年の節目を迎えるにあたり、記念事業のシンボルとなるロゴマークのデザインを募集します。

2 使用目的

決定したロゴマークは、町制施行60周年に関する様々な広報媒体（チラシ、ポスター、横断幕、缶バッジ等）に使用され、告知や広報に活用します。また、町のPRのため、町民や企業の皆様にも広く利用できるようにする予定です。

3 応募規定

応募作品は以下の条件を満たすようにしてください。

- (1) 幅広い年代に親しまれ、町らしさや地域性を感じることできるデザインであること。
なお、特定の名所、特産品、施設、風景等をデザインに取り入れることを必須とするものではありません。それぞれの視点や想いから、自由に表現してください。また、「60」の数字や「60周年」の文言を含む場合でも、それ以外の図案部分が将来的に継続利用できるデザインとすること。
- (2) 作品応募時に、デザインに込めた思いや、作品のコンセプトを簡潔に記載し提出すること。
- (3) 自作・未発表のオリジナルデザインであること。

4 生成AIについての対応方針

応募作品の制作において生成AIを使用することは妨げません。ただし、以下の条件を遵守してください。

- (1) 生成AIを使用した場合は、応募時にその旨および使用したサービス名を申告してください。

- (2) 生成A I が出力した画像・デザインをそのまま提出することはできません。
- (3) 応募作品が第三者の著作権・商標権・意匠権等を侵害しないことを、応募者自身が確認してください。
- (4) 申告内容に虚偽があった場合は、採用後であっても決定を取り消すことがあります。

5 応募資格・応募点数

- (1) 住所、年齢、プロ・アマチュアを問わず、どなたでも応募できます。
18歳未満の方は、事前に保護者へご相談ください。18歳未満の方が応募した場合は、保護者の同意を得た上で応募したものとみなします。
なお、18歳未満の方の作品が採用された場合は、改めて保護者へ連絡し、同意確認を行います。保護者の同意が得られない場合は、採用を取り消すことがあります。また、保護者の同意が得られていないことによるトラブルについて、町は一切の責任を負いません。
- (2) 応募は一人につき3点までとします。
ただし、応募用紙1枚につき1作品としてください。

6 募集期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月16日（金）16時まで（必着）

7 仕様

- (1) 色数に制限はありませんが、白黒・単色での使用も考慮した配色にしてください。また、解像度は300dpi以上としてください（JPEGまたはPNGの場合）。
- (2) 応募作品のサイズは、A4サイズ（210mm×297mm）以内としますが、拡大・縮小の使用を考慮したデザインとしてください。
- (3) 応募作品のファイル形式は、PDF、JPEG、PNGのいずれかとし、データサイズは10MB以内としてください。
- (4) ファイル名は「氏名_作品番号（例：利府太郎_1）」としてください。

8 応募用紙・募集要項の配布場所

町のホームページからダウンロードできます。また、利府町役場2階 秘書政策課でも配布しています。

9 応募方法

次のいずれかの方法で応募してください。なお、郵送の場合は応募用紙に必要事項を記入の上、送付してください。

(1) 電子申請

次のURL又は二次元コードから電子申請システム「L o G o フォーム」により応募してください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/G766/1522600>



※L o G o フォームに必要事項（氏名、生年月日、住所、連絡先、職業及びロゴマークの説明）を入力し、「7 仕様」を確認の上、データを添付して応募してください。

※複数の作品に応募する場合には、1 作品ごとにL o G o フォームから応募してください。

(2) 郵送

送付先 〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地
利府町企画部秘書政策課 政策係

1 0 選考方法

応募された作品は、町制施行60周年記念事業関係職員による審査を経た後、次の方法により町民による投票を予定しています。

(1) 電子申請システムによる投票

電子申請システム「L o G o フォーム」を活用したオンライン投票

(2) パネル掲示による投票

次の施設にパネルを掲示し、来場者による投票

- ・ペア・パル利府（町民交流館）
- ・利府町文化交流センター「リフノス」
- ・利府町中央児童センター「ぺあくる」

町民による投票結果を参考に、庁議において町長が最優秀作品と優秀作品を決定します。審査に当たっては、60周年のコンセプトとのつながり、町らしさ、親しみやすさ、視認性、各種媒体への展開性等を総合的に考慮します。

※必要に応じて外部有識者の意見を参考にする場合があります。また、選考過程や選考理由についての問い合わせには対応できませんので、ご了承願います。

1 1 選考結果発表等

選考結果は、令和9年1月頃に町のホームページや広報紙等でお知らせします。

1 2 表彰

最優秀賞（採用作品）1点 賞状及び副賞（記念品及び商品券5万円）

優秀賞（次点作品）2点 賞状及び副賞（記念品）

※受賞者の表彰式を令和9年10月に開催予定の町制施行60周年記念式典で行います。受賞された方は表彰式への出席をお願いいたします。正式な日程は決まり次第連絡します。また、遠方等の理由により出席が困難な場合は、事前にご相談ください。

1 3 応募に当たっての留意事項

- （1） 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）、商標権（商標出願をする権利を含みます。）、商標化権、使用权、その他の知的財産権及びそれらを出願する権利、所有権などに関するすべての権利は町に帰属するものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。また、応募者は、採用作品に関する著作者人格権を町に対して行使しないものとします。
- （2） 応募作品は、修正、加工又はデジタル化など、町がデザインを調整させていただくことがあります。また、デザインの調整に関連して、応募者と打合せをお願いすることがあります。
- （3） 応募作品は、応募者が独自にデザインした、国内外において未発表のもので、第三者の著作権や商標、その他の権利を侵害しない作品に限ります。応募作品が、既発表のデザインと同一又は酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、法令に反する場合又は本募集要項に反している場合は、選考結果の発表後であっても決定を取り消します。また、既に賞状及び副賞を授与した後にその事実が判明した場合は、それらを返還していただきます。
- （4） 応募作品について、第三者からの権利侵害などの損害賠償が提起された場合、町は一切の責任を負いかねますので、応募者自らの責任と費用で解決していただきます。なお、応募作品に関連して、町が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- （5） 応募に関する費用は、応募者の負担とします。
- （6） 応募受付通知及び不採用通知は行いません。
- （7） 応募後の作品の修正はできません。また、応募作品は返却しません。
- （8） 応募者の個人情報、作品の選考等のために使用し、これ以外の目的に使用しません。
なお、個人情報は、利府町個人情報保護条例に基づき適切に管理し、選考終了後は速やかに廃棄します。
- （9） 選考経過についての問い合わせには対応できません。

- (10) 未採用作品の著作権は、応募者に帰属します。ただし、応募作品は返却しません。

1.4 その他の注意事項

以下の応募は選考対象とはなりません。選考結果発表後に以下に該当する事実が判明した場合、受賞を取り消し、応募者は賞状及び副賞を返還するものとします。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの
- (3) 特定の企業の営利活動を目的とするもの
- (4) 特定の個人又は団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- (5) 特定の人物をモチーフとするもの
- (6) 応募内容に虚偽の記載があった場合
- (7) 応募者の連絡先の記載がない場合や、応募者と連絡が取れない場合
- (8) 本募集要項に違反した応募がされた場合
- (9) その他、応募作品の使用にあたり疑義が生じた場合は、町と応募者で協議の上、決定するものとします。
- (10) 募集要項に記載された事項は、町の判断により、今後、変更又は追加することがあります。
- (11) 町が選考結果を発表するまで、応募作品を他者に公表しないでください。
- (12) 他のコンクールとの同一作品での重複応募は認められません。
- (13) 18歳未満の方が応募した場合、13 応募に当たっての留意事項(1)に定める著作権その他の権利の帰属についても、保護者の同意を得た上で応募したものとみなします。

1.5 問い合わせ先

〒981-0112

宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地

利府町企画部秘書政策課 政策係

電話 022-767-2115

Mail seisaku406@rifu-cho.com